

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年3月31日
【会社名】	三菱鉛筆株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI PENCIL CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 数原 英一郎
【本店の所在の場所】	東京都品川区東大井五丁目23番37号 (注)本社所在地に新社屋を建設するため、平成28年5月6日から本店を 下記に移転する予定であります。 東京都品川区大井一丁目28番1号
【電話番号】	東京(3458)6221(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 長谷川 直人
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東大井五丁目23番37号
【電話番号】	東京(3458)6221(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 長谷川 直人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年3月30日開催の当社第141回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成28年3月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき18円

2. その他の剰余金処分にに関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 3,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

責任限定契約を締結できる範囲を業務取締役等でない取締役及び監査役に拡大するための定款変更を行う。

第3号議案 取締役13名選任の件

取締役として、数原英一郎、数原徹郎、根本和夫、都丸淳、横石浩、永澤宣之、深井明、切田和久、鈴木等、数原滋彦、長谷川直人、矢作恒雄、吉村俊秀を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、櫻井清和、稲崎一郎を選任する。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

退任取締役櫻井清和氏に対して、在任中の功労に報いるため、退職慰労金を贈呈する。

第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を更新する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	賛成割合(%)	可決要件	決議結果
第1号議案	252,604	9,618	1,090	95.43%	(注)1	可決
第2号議案	262,202	20	1,090	99.06%	(注)2	可決
第3号議案						
数原英一郎	255,452	6,770	1,090	96.51%	(注)3	可決
数原徹郎	262,005	217	1,090	98.99%		可決
根本和夫	262,006	216	1,090	98.99%		可決
都丸 淳	262,006	216	1,090	98.99%		可決
横石 浩	262,008	214	1,090	98.99%		可決
永澤宣之	262,006	216	1,090	98.99%		可決
深井 明	262,008	214	1,090	98.99%		可決
切田和久	262,006	216	1,090	98.99%		可決
鈴木 等	262,006	216	1,090	98.99%		可決
数原滋彦	262,007	215	1,090	98.99%		可決
長谷川直人	262,008	214	1,090	98.99%		可決
矢作恒雄	259,300	2,922	1,090	97.96%		可決
吉村俊秀	262,061	161	1,090	99.01%		可決
第4号議案						
櫻井清和	258,467	3,755	1,090	97.65%	(注)3	可決
稲崎一郎	262,200	22	1,090	99.06%		可決
第5号議案	237,195	23,618	2,468	89.61%	(注)1	可決
第6号議案	223,502	38,689	1,090	84.44%	(注)1	可決

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認が出来ていない一部の議決権の数は可算していません。

以上